平成28年4月から

大規模家屋の評価を行う事務所が変わります。

愛媛県では、より適正かつ効率的に家屋評価が行えるよう、 一定規模以上の非木造家屋の評価事務を 平成 28 年4月から 中予地方局課税課不動産評価グループに集約します。

事務所	家屋評価事務	課税事務 ※	申告申請関係
東予地方局 課税課		0	0
中予地方局 課税課	〇(集約)	0	0
南予地方局 税務課		0	0

※ 課税事務(中予地方局課税課評価分を含む。)は、従来どおり、不動産の所在地を所管 する地方局課税課(南予地方局にあっては税務課)が行います。

この件についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

【お問い合わせ先】

- 〇愛媛県総務部行財政改革局税務課直税係 TELO89-912-2201
- 〇愛媛県東予地方局課税課 TFI 0897-56-1300
- 〇愛媛県中予地方局課税課 TEL089-909-8754
- 〇愛媛県南予地方局税務課 TELO895-22-5211

